

社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会

短期入所生活介護事業所 末広たいせつの郷 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会が開設する短期入所生活介護事業所「末広たいせつの郷」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従事者（以下「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 短期入所生活介護事業所 末広たいせつの郷
- (2) 所在地 北海道旭川市末広東1条13丁目2番34号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職種内容は次の通りとし、本体の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム 末広たいせつの郷）の職務と兼務する。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (4) 介護職員 31名以上
介護職員は、居宅サービス計画に基づいて、利用者に対する入浴・排泄・食事等の介護及び療養上の世話などを行う。

- (5) 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減、または悪化防止のために、機能訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1名
栄養士は、利用者の栄養指導、食事管理、健康状態等に応じた献立を作成する
- (8) 調理員 相当数
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 相当数
事務職員は、必要な事務を行う。

2 第1項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を置くことが出来る。また、記載した人員以上の配置をすることを妨げない。

(利用者の定員)

第5条 事業の利用定員は10名とする。

(短期入所生活介護事業の内容)

第6条 短期入所生活介護事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴の介助
 - ア 入浴の形態
 - ① 一般浴槽による入浴
 - ② 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の介助
- (5) 相談・助言

(利用料等)

第7条 事業所の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合とする。

別紙1のとおり

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 別紙1のとおり
- (2) 滞在に要する費用 別紙1のとおり
- (3) 利用者の選定により、次条に掲げる通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して

行う送迎に要する費用。 行政区域の境界線を起点として、1 Kmにつき30円

- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、旭川市、鷹栖町、比布町、当麻町とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- 2 火気の取り扱いに注意すること
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと
- 4 その他管理上必要な指示に従うこと

(苦情の処理)

第10条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償をすることとする。

(身体拘束・虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理並びに各種相談の体制整備
- (3) その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による不適切な身体拘束並びに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、

これを市町村に通報するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束・虐待発生の防止に向け、「身体拘束廃止に関する指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を設置する。

(ハラスメント防止に向けた体制等)

- 第13条 事業所は、ハラスメントの防止に向け、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための相談受付窓口を設置する。担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(掲示)

- 第14条 事業所は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の見やすい場所に掲示、又は事務所カウンターに、閲覧可能な形でファイル等に備え置く。

(緊急時等における対応方法)

- 第15条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第16条 短期入所生活介護の提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害時に備え、定期的に避難訓練を行う。

(事業継続計画)

- 第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他の事項)

- 第18条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
 - 3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。
 - 4 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
 - 5 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

第19条 この規程に定めるもののほか、施設の運営管理に関して必要な事項は、施設の管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

別紙

併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金）

介護保険負担割合が1割負担の方

ご契約者（ご利用者） 要介護		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 基本サービス利用料金		529円	656円	704円	772円	847円	918円	987円
ご利用者 負担 第1段階	② 滞在費	880円						
	③ 食費	300円						
	自己負担計 (①+②+ ③)	1,709円	1,836円	1,884円	1,952円	2,027円	2,098円	2,167円
ご利用者 負担 第2段階	② 滞在費	880円						
	③ 食費	600円						
	自己負担計 (①+②+ ③)	2,009円	2,136円	2,184円	2,252円	2,327円	2,398円	2,467円
ご利用者 負担 第3段階 ①	② 滞在費	1,370円						
	③ 食費	1,000円						
	自己負担計 (①+②+ ③)	2,899円	3,026円	3,074円	3,142円	3,217円	3,288円	3,357円
ご利用者 負担 第3段階 ②	② 滞在費	1,370円						
	③ 食費	1,300円						
	自己負担計 (①+②+ ③)	3,199円	3,326円	3,374円	3,442円	3,517円	3,588円	3,657円
ご利用者 負担 第4段階	② 滞在費	2,630円						
	③ 食費	1,680円（朝460円・昼670円・夕550円）						
	自己負担計 (①+②+ ③)	4,839円	4,966円	5,014円	5,082円	5,157円	5,228円	5,297円

介護保険負担割合が2割負担の方

ご契約者（ご利用者） 要介護	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
④ サービス利用料金 (上記①×2)	1,058円	1,312円	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
⑤ 居住費	2,630円						
⑥ 食費	1,680円（朝460円・昼670円・夕550円）						
自己負担計（④+⑤+⑥）	5,368円	5,622円	5,718円	5,854円	6,004円	6,146円	6,284円

介護保険負担割合が3割負担の方

ご契約者（ご利用者） 要介護	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
⑦ サービス利用料金 (上記①×3)	1,587円	1,968円	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円
⑧ 居住費	2,630円						
⑨ 食費	1,680円（朝460円・昼670円・夕550円）						
自己負担計（⑦+⑧+⑨）	5,897円	6,278円	6,422円	6,626円	6,851円	7,064円	7,271円

- 上記の他に発生する介護サービス費（下記は1割負担の料金です）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス費 合計金額の 8.3%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護 職員の賃金の改善策等を実施している。 (令和6年5月31日で終了)
介護職員等特定処遇改善加算 （Ⅰ）	介護サービス費 合計金額の 2.7%	
介護職員等 ベースアップ等支援加算	介護サービス費 合計金額の1. 6%	

(令和6年6月1日以降、1日毎に発生する料金)

介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）	介護サービス費 合計金額の 14.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護 職員の賃金の改善策等を実施している。
--------------------	---------------------------	---

※1 介護サービス費とは、介護保険の給付対象になっているサービス費のことをさします。居住費、食費等は含まれません。

● 上記の他に該当した際に発生する介護サービス費（下記は1割負担の料金です）

送迎加算	184円	施設にて送迎した場合。（片道あたり）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	以下のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。 ②介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上。
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6円	以下のいずれかに該当する場合 ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上。 ②介護職員の総数のうち、常勤の職員の占める割合が75%以上。 ③介護職員の総数のうち、勤続7年以上の職員が30%以上。
夜勤職員配置加算（Ⅱ） □※2	18円	夜勤職員を指定基準に1を加えた数以上の介護職員を配置。
夜勤職員配置加算（Ⅳ） □※2	20円	上記「夜勤職員配置加算」の要件に加え、同時刻帯に喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置。
療養食加算	8円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。（1回あたり）
在宅・中重度受入加算※3	425円	訪問看護事業所が、ご利用者の健康上の管理を行った場合。
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	4円	常勤の看護師を1名以上配置。
	8円	①看護職員をご利用者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置。 ②看護職員により24時間の連絡体制を確保している。
緊急短期入所受入加算※4	90円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に利用された場合、7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として負担。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	医師が、認知症行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用する事が適当であると判断したご利用者が利用された場合、7日を限度として負担。

長期利用減算	介護度と利用日数に準ずる	連続して同一の（介護予防）短期入所生活介護事業所に入所し、いずれかに該当する場合に適用。 ①要支援1・2の方で連続31日以上の入所の場合。 要支援1は単位数の75%に減算。 要支援2は単位数の93%に減算。 ②要介護1～5の方で連続31～60日の入所の場合。 一日につき30円を減算。 ③要介護1～5の方で連続61日以上の入所の場合。 要介護1は670円、要介護2は740円、 要介護3は815円、要介護4は886円、 要介護5は955円に減算。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	①ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 ②見守り機器等のテクノロジーを導入している。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	(Ⅱ)の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認された。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービス費 合計金額の 13.6%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。 (令和6年6月1日以降) ※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)の内、算定できるのは一つ。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス費 合計金額の 11.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス費 合計金額の 9.0%	

※2 夜勤職員配置加算については、(Ⅱ)または(Ⅳ)のいずれか一つを算定します。要支援1、2のご利用者の負担はございません。

※3、※4につきましては、要支援1、2のご利用者の負担はございません。